

可決した意見書

● 外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書 ●

令和8年(2026年)2月28日、イスラエル国防相と米国大統領は、イランに対する軍事攻撃を行うことを発表した。首都テヘランほか各地に空爆が行われ、イラン最高指導者ハメネイ師が死去したことをイラン国営放送が報じている。

今回のことでホルムズ海峡が実質的に封鎖された場合、原油輸送に影響を及ぼし、日本国内でもガソリン・電気・ガスなどエネルギー価格が高騰し、物価高に追い打ちをかけるおそれがある。

米国とイランは、これまでの歴史的経緯から、関係が悪化している期間が長く続いている。しかし、いかなる理由があろうとも、国際法を無視した武力攻撃を行い、幼い子供を含め、罪のない一般市民に多くの犠牲者が出ることは許されない。

戦争ほど悲惨で残酷なものはない。

日本政府におかれては、当事国をはじめ、各国に対して、国際法を遵守し、武力ではなく対話を基調とした外交努力により、中東地域の現状について、早期に事態収拾を働きかけることを、「平和都市宣言」を行っている鎌倉市の議会として求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年(2026年)3月5日

鎌倉市議会

● 非核三原則を堅持することを求める意見書 ●

令和8年(2026年)3月5日、鎌倉市議会は、「外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書」を議決し、国に提出した。これは、「平和都市宣言」を行っている鎌倉市の議会として示した当然の姿勢である。

毎年8月に行われる広島平和記念式典及び長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において、歴代総理大臣は「非核三原則の堅持」またはそれに準ずる表現を用い、核兵器のない世界の実現が唯一の戦争被爆国である日本の使命であることを、被爆者の前で明言してきた。現在においても、「非核三原則の堅持」は政府の公式な立場である。

しかしながら昨今、非核三原則の見直しを求める声が上がっている。これに対し、日本被団協が加わる「核兵器をなくす日本キャンペーン」は3月5日、提言を発表し、仮に日本国内に米国の核兵器が持ち込まれれば、相手国が先制的に核攻撃に踏み切る可能性を高め、抑止どころか日本の安全保障を大きく損なう危険性があると警告した。また、核の持込みは、日本が核軍縮・不拡散の礎石として最重視する「核兵器不拡散条約(NPT)」の義務あるいはその精神に反することを指摘した。

非核三原則の見直しは、68年前に「平和都市宣言」を行い、核兵器のない世界の実現を市民と共に目指してきた鎌倉市の精神に照らして看過できない。

よって本市議会は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持する立場から、政府に対し、改めて非核三原則の厳格な維持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年(2026年)3月23日

鎌倉市議会

● カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書 ●



我が国における診療録(カルテ)等の医療記録は、医療の安全性及び継続性の確保、説明責任の履行並びに医療事故の検証を支える基盤であり、国民の生命及び健康を守るための重要な社会的基盤である。現行制度においては、医師法等に基づき、カルテ等の保存期間は原則として5年間とされ、医療法施行規則において、各種診療記録についておおむね2年から5年の保存期間が定められている。しかしながら、慢性疾患、アレルギー疾患、自己免疫疾患等の長期管理が必要な疾患の増加に加え、治療後相当期間を経て症状が顕在化する事例や、複数疾患を併存する高齢患者の増加等の医療環境の変化を踏まえると、診療経過の長期的把握の必要性はますます高まっている。

また、精神障害の認定や障害年金の申請では、初診日を確認するため、初診日まで遡り病院のカルテが必要となるが、既に廃棄されている場合も多く、手続に困難を来している例が後を絶たない。

国は現在、全国医療情報プラットフォームの構築、電子処方箋、オンライン資格確認等の医療DX推進を掲げ、医療情報の利活用による医療の質の向上や医療提供体制の効率化を目指している。医療DXを実効性あるものとするためには、必要な医療データが十分な期間にわたり安全かつ確実に保全される制度の整備が不可欠である。また、電子カルテの普及により保存手段の高度化が進む中で、医療機関に過度な負担が生じないように、適切な制度設計と支援策の整備が求められる。

よって国においては、次の事項を早急実施されるよう強く要望する。

- 1 カルテ等医療記録の保存期間について、疾病特性及び診療の継続性の観点から踏まえた区分設定を含め、現行制度の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。
- 2 医療機関の過度な負担とならないよう、電子カルテ保存の標準化、国・自治体・医療機関の役割分担及び費用負担の在り方について具体的な検討を進めること。
- 3 カルテ等医療記録の長期保存に必要なセキュリティー対策及びデータ保全体制について、国として技術的及び財政的支援策を講ずること。
- 4 カルテ等医療記録の長期保存に当たり、患者が自己の医療情報に適切かつ円滑にアクセスできる仕組みを整備すること。
- 5 カルテ等医療記録の長期保存に際しては、個人情報保護法に基づく安全管理措置を徹底しつつ、医療の安全性及び質の向上に資するデータ利活用の環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年(2026年)3月23日

鎌倉市議会



常任委員会の名称や所管事項が変わります

令和8年(2026年)4月1日付で、次期総合計画を推進するための組織体制を構築すること、市民や事業者にも分かりやすい組織および名称とすることを目的として行われた機構改革に伴い、鎌倉市議会委員会条例の改正を行いました。改正により、各常任委員会の所管事項に変更が生じるほか、「教育福祉常任委員会」が「教育子ども常任委員会」に、「市民環境常任委員会」が「観光厚生常任委員会」に委員会の名称が変わりました。各常任委員会における主な所管事項は、次のとおりです。

総務常任委員会

市の総合計画・財政・デジタル戦略・防災・消防 など

教育子ども常任委員会

学校・文化財・生涯学習・子ども支援 など

常任委員会

観光厚生常任委員会

文化・観光・産業・福祉・市民健康・ごみ関連 など

建設常任委員会

都市計画・公共施設整備・道路・下水道・緑地・崖地対策 など